一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所及び保安林として指定された目的　次に掲げる告示で定めるところによる。

昭和五十六年一月二十一日農林水産省告示第二十七号（三に係るものに限る。）、昭和五十九年七月二十三日農林水産省告示第千四百七十五号、平成二年二月二十日農林水産省告示第二百七号（六に係るものに限る。）

二　変更に係る指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法　変更しない。

㈡　立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を長崎県庁及び関係市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○農林水産省告示第千二百十七号

森林法（昭和二十六年法律第二百四十九号）第三十三条の二の規定により、次のように保安林の指定施業要件を変更する。

平成二十七年五月十五日

農林水産大臣　林　芳正

一　指定施業要件の変更に係る保安林の所在場所

岐阜県郡上市明宝小川字浅谷一五八四、一五八五の四、一五八六の二、一五八九の二、一五九〇、一五九一の一、一五九一の二、一五九二から一五九六まで、一五九七の一から一五九七の四まで、字浅谷山一六二五の六、一六二五の七

二　保安林として指定された目的　水源の涵養

○国土交通省告示第六百四十四号

宅地建物取引業法（昭和二十七年法律第百七十六号）第十七条の八の規定に基づき、同法第十六条第三項に規定する登録講習機関である財団法人不動産流通近代化センターから登録講習機関の名称の変更の届出があったので、同法第十七条の十八第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十七年五月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録講習機関の名称の変更

変更前	公益財団法人不動産流通近代化センター
変更後	公益財団法人不動産流通推進センター

二　変更する年月日　平成二十七年四月一日

○国土交通省告示第六百四十五号

宅地建物取引業法施行規則（昭和三十二年建設省令第十二号）第十三条の二十二の規定に基づき、同規則第十三条の十六第一号に規定する登録実務講習実施機関である財団法人不動産流通近代化センターから登録実務講習実施機関の名称及び登録実務講習事務を行う事務所の名称を変更する届出があったので、同規則第十三条の三十二第二号の規定に基づき次のとおり公示する。

平成二十七年五月十五日

国土交通大臣　太田　昭宏

一　登録実務講習実施機関の名称及び登録実務講習事務を行う事務所の名称の変更

変更前	公益財団法人不動産流通近代化センター
変更後	公益財団法人不動産流通推進センター

二　変更する年月日　平成二十七年四月一日

○防衛省告示第百四号

自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第百五条第一項の規定により、漁船の操業を制限し、又は禁止する区域及び期間並びにその条件を次のとおり定める。

平成二十七年五月十五日

防衛大臣　中谷　元

区域の名称	制限又は禁止区域	期間	条件
佐多対空射撃場水域（鹿児島県肝属郡南大隅町佐多辺塚地先）	北緯三一度〇六分三三秒、東経一三〇度五〇分四七秒の基点を中心とする半径一二、〇〇〇メートルの圏中、真方位一二五度から二一五度までの射界を形成する扇形区域内の海面	平成二十七年五月二十五日から同年八月三十一日までの間、毎日午前六時から午後四時まで	全ての漁船の操業の禁止

三　変更後の指定施業要件

㈠　立木の伐採の方法

1　主伐に係る伐採種は、定めない。

2　主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。

3　間伐に係る森林は、次のとおりとする。

㈡　立木の伐採の限度　次のとおりとする。

（「次のとおり」は、省略し、その関係書類を岐阜県庁及び郡上市役所に備え置いて縦覧に供する。）

○経済産業省告示第百九号

電気事業法施行規則（平成七年通商産業省令第七十七号）第五十三条第二項第五号の規定に基づき、平成十五年経済産業省告示第二百四十九号（電気事業法施行規則第五十二条の二第一号ロの要件等に関する告示）の一部を次のように改正し、公布の日から施行する。

平成二十七年五月十五日

経済産業大臣　宮沢　洋一

第四条第二号の二イ中「平成二十四年経済産業省告示第百号第八条各号」を「当該火力発電所を構成する火力設備の全てが平成二十七年経済産業省告示第九十九号第四条各号」に改める。

国会事項

衆議院

法律公布奏上通知書受領

五月十三日参議院議長から、次の法律の公布を奏上した旨の通知書を受領した。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律

文部科学省設置法の一部を改正する法律

水防法等の一部を改正する法律

議案提出

五月十三日議員から提出した議案は次のとおりである。

農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平外三名提出）

議案通知書受領

五月十三日参議院から、本院の送付した次の内閣提出案を可決した旨の通知書を受領した。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

文部科学省設置法の一部を改正する法律案

水防法等の一部を改正する法律案

質問書提出

五月十三日議員から提出した質問主意書は次のとおりである。

石綿健康被害救済対策に関する質問主意書（田島一成提出）

補助教材「知る沖縄戦」の使用に関する質問主意書（仲里利信提出）

会議

五月十四日（木曜日）　午後一時　本会議

参議院

議案受領（予備審査）

五月十三日衆議院から次の議案が送付された。

農業協同組合法の一部を改正する法律案（岸本周平外三名提出）（衆第二一号）

議案付託

五月十三日議長は、衆議院送付の次の内閣提出案を委員会に付託した。

持続可能な医療保険制度を構築するための国民健康保険法等の一部を改正する法律案（閣法第二八号）　厚生労働委員会に付託

地域公共交通の活性化及び再生に関する法律及び独立行政法人鉄道建設・運輸施設整備支援機構法の一部を改正する法律案（閣法第一九号）　国土交通委員会に付託

議決通知

五月十三日本院は、衆議院送付の次の内閣提出案を可決した旨衆議院に通知した。

緑の気候基金への拠出及びこれに伴う措置に関する法律案

株式会社日本政策投資銀行法の一部を改正する法律案

文部科学省設置法の一部を改正する法律案

水防法等の一部を改正する法律案